

〈参考〉

医薬第1346号
平成15年9月18日

各保健所長 殿

保健福祉部長
(公印省略)

薬局等を開設する申請者が法人の場合におけるその業務を行う役員の診断書の提出について(通知)

従来、申請者が法人である場合における医師の診断書の提出を要する範囲については、平成9年3月27日付け、薬発第412号において「当該法人における業務上薬事に関する通常の業務に係る意志決定等に直接関与していないとみなされる者については、医師の診断書に代えて薬事法第6条第2号ニ(成年被後見人に係る部分を除く。)及びホに該当しないことを疎明する書面を提出することで差し支えない」とこととされているところであります。この度、厚生労働省医薬局長から別添のとおり通知があり、岡山県での取扱いを下記のとおりとしますので御了知のうえ、貴管下関係業者への周知指導方よろしくお願いします。

なお、岡山市及び倉敷市においても同様の取扱いをする旨確認しています。

おって、別紙関係団体に対しては別途通知しておりますので申し添えます。

記

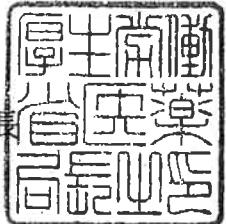
法人である申請者におけるその業務を行う役員であつて、当該法人における業務上薬事に関する通常の業務に係る意志決定等に直接関与しているとみなされるものについても、医師の診断書に代えて、薬事法第6条第2号ニ(成年被後見人に係る部分を除く。)及びホに該当しないことを疎明する書面を提出することで差し支えない。ただし、代表権をもつ取締役で薬事業務に係る意志決定に直接関与しているもののうち1人は診断書の提出を求めるものとする。

別 紙

(社) 岡山県薬剤師会
(社) 岡山県薬種商協会
岡山県医薬品卸業協会
岡山県医薬品商業組合
岡山県医薬品配置協議会

医薬発第 0325013 号
平成 15 年 3 月 25 日

各都道府県知事 殿
各保健所設置市市長 殿
各特別区区長 殿



厚生労働省医薬局長

薬局等を開設する申請者が法人の場合におけるその業務を行う役員の
診断書の提出について

平成 14 年 3 月 29 日に閣議決定された「規制改革推進 3か年計画（改訂）」においては、標記について「法人が薬局及び薬店を開設する場合、法人においてその業務を行う役員であっても、当該法人において、薬事に関する業務に係る意思決定等に直接関与しない者については、医師の診断書に代えて、「精神機能の障害により欠格事由に該当する者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者」でないことを疎明する書面を提出すれば足りることとする等の平成 9 年 3 月の緩和措置を拡大し、申請者が法人の場合において、すべての役員について医師の診断書は提出しないこととする。」とされたところである。

申請者が法人である場合における医師の診断書の提出を要する範囲については、平成 9 年 3 月 27 日薬発第 412 号において、「法人である申請者におけるその業務を行う役員であっても、当該法人における業務上薬事に関する通常の業務に係る意思決定等に直接関与していないとみなされるものについては、医師の診断書に代えて、「精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者」でないことを疎明する書面を提出することによっても構わない」とされているところであるが、上記閣議決定を踏まえ、今般、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴職におかれでは、十分に御留意の上適切な運営を図るとともに、貴管下関係業者に対する周知徹底方御配意願いたい。

記

法人である申請者におけるその業務を行う役員であって、当該法人における業務上薬事に関する通常の業務に係る意思決定等に直接関与しているとみなされるものについても、その職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、医師の診断書に代えて、薬事法第 6 条第 2 号ニ（成年被後見人に係る部分を除く。）及びホに該当しないことを疎明する書面を提出することで差し支えないこととする。

なお、製造業および輸入販売業の許可に係る医師の診断書の提出を要する役員の範囲については、従前のとおり取り扱うこととする。

